



マイナンバー制度出前講座をご利用ください

市内で活動するおおむね20人以上の団体を対象に、マイナンバー制度の解説や最新情報を学ぶ出前講座の講師を無料で派遣します。申込方法など詳しくは、市ホームページをご覧ください。

◆広報ID番号 1002707
日時▶平日の午前9時～午後6時の範囲で、30分～1時間程、希望の日時をご相談ください
会場▶申込者の指定の場合
*会場の使用に係る費用などは、申込者側でご負担ください。

●問い合わせ
情報統計課 ☎(888)5485

マイナンバーカードの申請サポートのご利用を

無料で写真を撮影し、マイナンバーカードが申請できる申請サポートを行います。健康保険証など本人確認書類をお持ちください(カードの交付は後日、市役所1階市民課や各市民SCなどで行います)。
*14歳以下のかたが申請する場合は保護者の同行が必要です。

会場と日程(時間は午前10時～正午、⑤のみ午前10時～午後3時)
①東部市民SC：8月20日(火)

②北部市民SC：8月21日(水)
③南部市民SC別館(牛島)：8月22日(木)

④雄和市民SC：8月23日(金)
⑤フロンテAKITA1階下りエスカレーター付近：8月27日(火)

⑥南部市民SC(御野場)：8月28日(水)
⑦西部市民SC：8月29日(木)
⑧河辺総合福祉交流センター：8月30日(金)

●8月11日(日)・25日(日)、午前9時～午後4時30分、市役所1階市民課でもサポートを行います

●問い合わせ
市民課 ☎(888)5717

情報公開・個人情報のご相談は文書法制課へ

情報公開制度により、秋田市の公文書の開示を請求できます。また、個人情報保護制度では、どなたでも、市が個人情報の保護に関する法律に基づき管理しているご自身の個人情報について開示や訂正、利用停止を請求できます。

なお、市役所1階の市民の座や市役所分館1階の資料閲覧コーナーでは、市政に関する資料などを自由にご覧いただけます。

◆開示を請求できるかた

①市内に住所があるかた
②市内に事務所がある個人や法

人、団体

③市内に通勤、通学しているかた
④市が行う事務事業に利害関係があるかた

個人情報

その情報の本人。運転免許証など、本人確認ができる書類をお持ちください。

◆対象機関(情報公開・個人情報)

市長(※)、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、消防長、議会、秋田公立美術大学、市立秋田総合病院

※市長事務部局▶総務部、企画財政部、観光文化スポーツ部、市民生活部、福祉保健部、保健所、子ども未来部、環境部、産業振興部、建設部など

◆対象となる公文書

職員(法人役員も含む)が職務で作成・取得した文書や図画、写真、フィルム、電磁的記録などで、組織的に用いるために管理しているもの

【令和5年度の開示状況】

公文書▶開示請求250件

請求に対する処理の内訳は、開示144件、部分開示87件、不存在22件、不開示2件、取り下げ1件。おもな内容は、業務委託契約などに関する、落札金額や予定価格が分かる文書など。

個人情報▶開示請求40件

請求に対する処理の内訳は、開示32件、部分開示7件、不存在4件。おもな内容は、自分の住民票や印鑑証明などの発行履歴など。
*1件の請求に対し、2つの決定をした案件があったため、請求と処理の件数は一致しません。

●問い合わせ

文書法制課 ☎(888)5427

農地利用最適化推進委員候補者を募集しています

秋田市農地利用最適化推進委員の候補者を1人募集しています。任期は令和8年7月19日まで。おもに下北手・横森・桜地区の現場活動(農地の現地確認や調査、農地所有者との面談など)を行います。自薦と他薦があります。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

◆広報ID番号 1043695
対象▶農地などの利用の最適化の推進に熱意と見識があり、下北手・横森・桜地区の農業に精通しているかた(欠格条項があります)

応募方法▶8月30日(金)(必着まで、農業委員会事務局(市役所4階)で配布している所定の様式(市ホームページからもダウンロード可)に必要事項を記入の上、直接提出するか郵送でお送りください。

●問い合わせ 秋田市農業委員会事務局 ☎(888)5796



人口減少・移住定住対策課
☎(888)5487

秋田市への移住者数

令和6年6月末現在
()内は前年同月比

令和6年度に
移住した世帯数
54世帯(-3)

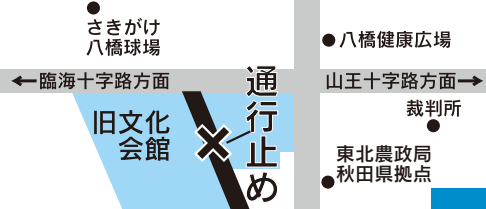
令和6年度に
移住した人数
89人(-13)

県に移住希望登録をし
秋田市へ移住したかた



除雪グラレーダを官公庁 オークションで公売

新たな除雪機購入に伴い、入れ替えとなった除雪グラレーダを「KSI官公庁オークション」で公売します。入札の申込方法など詳しくは、



旧文化会館の解体工事が 始まります

今年9月から令和8年5月まで旧文化会館の解体工事を進めます。工事期間中は道路の一部(上の図)が通行止めとなりますので、周辺道路への迂回などご協力をお願いします。詳しくは市ホームページをご覧ください。

◆広報ID番号 1043664
●問い合わせ 財産管理活用課
☎(888)5439

市ホームページをご覧ください。

◆広報ID番号 1043815
参加申込 8月30日(金)から9月18日(水)まで
入札 10月1日(火)から3日(木)まで

●問い合わせ
道路維持課 ☎(888)5751

歴史的建造物の保全に 補助します

伝統的な町家など、地域の景観資源である建造物を修理・改修する費用の一部を補助します。屋根の葺き替えや外壁の張り替え、門の修理、屋外の建築設備への目隠し、屋外広告物の改善などを行います。詳しくは市ホームページをご覧ください。

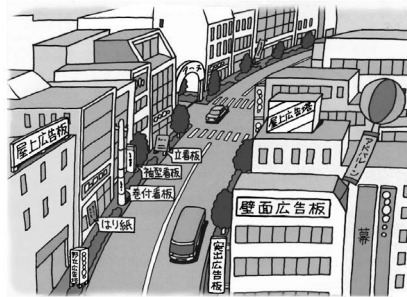
◆広報ID番号 1007907
対象 外観が秋田の歴史的な景観にふさわしく、おおむね昭和20年までに建築された建造物を所有しているかた(権限を委任されているかたも含む)
●問い合わせ
都市計画課 ☎(888)5764

9月1日から10日までは 屋外広告物適正化旬間

屋外広告物適正化旬間中、違反広告物の是正や安全管理の徹底を図るため、職員によるパトロール

を行います。

また、同期間中、市役所1階の市民ホールで、ポスターの展示やパンフレットの配布も行いますので、ぜひお立ち寄りください。



屋外広告物：屋外広告物法で、「常時または一定の期間、屋外で、公衆に対して表示されるもの」と定義されていて、一般的には建築物の屋上や壁面、地面に建てられている看板の総称です。その種類は右のイラストを参照してください。

◆屋外広告物を設置する場合は 許可が必要です

市では、街の美観風致を維持し、市民への危害を防止するために「秋田市屋外広告物条例」に基づいて、屋外広告物(看板など)の設置に関する規制誘導を行っています。

市内で広告物を設置する際は、原則市長の許可が必要です。広告を設置して許可を受けていないかたは、これから設置する予定のかたは都市計画課へご連絡ください。

許可不要のケースもありますので、詳しくは市ホームページをご覧ください。

◆安全点検は義務化されています

台風や地震などの自然災害や経年劣化により、屋外広告物に亀裂や損傷が生じる場合があります。そのまま放置すると、通行人などに危害を与えるなど重大な事故の原因となり、屋外広告物の所有者や管理者は賠償を求められたり、社会的な信用を損なう恐れがあります。

定期的な安全点検と災害時の安全確認をお願いします。

●問い合わせ
都市計画課 ☎(888)5764

応急手当普及員の 新規講習会



応急手当普及員は、所属する事業所などの職員に対し応急手当の講習を指導できる認定資格です。詳しくはお問い合わせください。

対象 市消防本部管内の事業所などに所属して3日間の講習のすべてに参加できるかた

日時 9月25日(水)から27日(金)まで、

午前8時30分〜午後5時15分

会場 土崎消防署 先着10人

申し込み 8月17日(土)から土崎消防署 ☎(845)0285